

令和元年六月二十八日受領  
答弁第二五〇号

内閣衆質一九八第二五〇号

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員緑川貴士君提出農林水産省「農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理」内の「主な論点等」で示された所見に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緑川貴士君提出農林水産省「農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理」内の「主な論点等」で示された所見に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「主な論点等」に示された対応」の意味するところが必ずしも明らかではないが、袋詰め玄米及び精米の表示要件については、農林水産省政策統括官が開催する「農産物規格・検査に関する懇談会」が平成三十一年三月二十九日に取りまとめた「農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理」において、「主な論点等」の欄に挙げられた個々の意見等を踏まえた上で、「産地・品種・産年に係る表示要件については、定着している現行のルールを維持していくことが基本と考えられる。ただし、農家による直接販売など取引の形態によっては農産物検査による証明がなくても一部の表示は可能とすべきとの現場からの要望を踏まえると、今後その当否につき表示を所管する省庁とも議論しておく必要。議論に際しては、本懇談会で示された多様な意見に十分留意することが必要。」とされたところであり、政府としては、これを踏まえ必要な検討を行ってまいりたい。